

## 第20回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会

日 時：平成19年11月10日（土）

13：00～15：00

場 所：ウェディングプラザ アラスカ  
（サファイアの間）

司 会： 本日の資料は、事前に送付させていただいた次第及び資料1から資料5となっております。

また、当日の資料といたしまして、次第の差し替え、出席者名簿、席図、そして現場の環境再生について、佐々木委員と、本日欠席しております井上委員から御意見をいただいておりますので、その資料をお配りしております。

また、前回の協議会で委員の方から環境基準の項目や基準値などの資料を用意して欲しいとの御意見がございましたので、それも参考資料としてお配りしております。

資料の方、皆様、よろしいでしょうか。

それでは、開会にあたりまして、蝦名副知事より御挨拶申し上げます。

蝦名副知事： こんにちは。

今日は、朝から大変忙しい1日でございます、今日は県立美術館で棟方志功と韓国のチェさんの美術展が開催されておりますので、この会議が終わりましたら是非見ていただければ大変有り難いと思います。

それから、産業会館で青森県の農林水産祭が行われておりまして、青森県の素晴らしい産物が、先ほど全部試食してきましたら腹一杯になってしまいまして、大変そういうことで忙しい1日でございます。

今、星の金貨というりんご、去年から出したわけでありまして。これは、先ほど太田経済担当大臣にもいろいろ宣伝をしてきました。これは、何と言いますか、ふじとデリシャス系を掛け合せてできたもので、もともと、昔、年輩の方は印度と言うりんごを食べたことがあると思います。印度の血もこの星の金貨の中に入っているということでございます。是非このりんごも、これは生産量が少ないものですから、早く買わないと売れてしまいますので、何とかもしよろしければ、是非買って帰ってもらえれば大変有り難いと思っているわけでありまして。

さて、本題に入りたいと思います。

本日は、委員の皆様には御多忙のところ御出席くださり、厚く御礼申し上げます。

本年4月から始まった廃棄物の本格撤去は、7か月余りを経過し、平成16年度からこれまでに撤去された量が13万トンを超えるなど、安全かつ着実な原状回復対策が進められております。

さて、前回の協議会では、今後の検討課題などを提示するため、平成11年度に県境不法投棄事案が発覚してからの経緯や、これまでの原状回復対策などを改めて御報告いたしました。

また、各種モニタリングの調査結果について様々な御意見や御質問を頂戴いたしました。

本日の協議会では、事務局からの回答のほか、今後の検討課題である現場の跡地利用を含

む環境再生方策について御協議をお願いしたいと考えております。

大規模な不法投棄現場の環境再生に向けた計画の検討は、全国的に例がない新たな取り組みであり、全国的にも注目されるものと考えております。

委員の皆様には、それぞれのお立場から忌憚のない御意見、御指導を賜わりますようお願いいたします。

以上、開会にあたりましての御挨拶といたします。

司 会： ありがとうございます。

なお、蝦名副知事はこの後公務がございますので、途中で退席させていただきますことを予め御了承をお願いいたします。

それでは、議事に移らせていただきますが、以後の議事進行につきましては、協議会設置要領第4第4項の規定により、会長が行なうこととなっております。

古市会長におかれましては、会長席へお移り願います。

古市会長： 皆様、こんにちは、北海道大学の古市でございます。

役目によりまして、今日も座長を務めさせていただきます。

先ほど、蝦名副知事より撤去作業が着実に進んでいる。13万トン撤去したということと、撤去が終わり、修復が進んだ後の跡地利用、環境再生のあり方、これについても積極的に議論しようという試みが、全国でも珍しいという御言葉をいただきました。

つまるところ、やはりその2点だろうと思うのです。

1つ目の計画的にいかに廃棄物、汚染土壌を撤去するか。これは、撤去の仕方につきましては、マニュアルのとおり既に進めているわけです。だから、作業の中でそれが着実にいかに効率的、迅速にできるかということですね。

それを担保するものは何かというのが前回の議論でありましたように、受け皿の部分ですね。処理施設が確保できるかどうか。こここのところの議論がやはりあると思います。ですから、撤去して、それがうまく流れて処理、やはりリサイクルされるということが重要だろうと思います。これが1点目です。

2点目は、環境再生ということであります。これは、実は、24年にそれが終わる、終わり方に関わっているのだらうと思います。いかなる終わり方をするかということは、支障の除去ということで特措法によって国の方から補助金が出ているわけです。どこまでが支障の除去であって、どこからが環境再生に向けての作業になってくるかという線引きがなかなか難しい。これの捉え方によっては、アプローチの仕方も違ってくるということです。この辺のところを今日は皆様から忌憚のない御意見をいただければと思っております。

何回も言って耳にタコかも分かりませんが、マイナスをマイナスに近いゼロに終わらせるのか、更なるプラスにもっていくのか。場合によっては、その地域の振興に繋げていくとか。そういうプラス効果に繋がるのかどうかということは、非常に重要な議論であります。今日は是非、その辺のところ、熱い御議論をいただきたいと思っております。

と申しますのは、この10、11月でここ2、3回、非常に詰めた議論をさせていただきましたが、次が2月、3か月ほど飛んでしまいます。ですから、今日しっかり議論をしておいて、準備しておいて、それに繋げるということにしたいと思っておりますので、皆様、よろしく御協力のほどお願いいたします。

では、早速ですが、議事を進めたいと思います。

今日は大きく報告事項、最初の1時間ほど報告事項。後半の1時間が協議事項になっております。協議事項というのは、環境再生のあり方についての議論でございます。報告事項の方は、トータル5件ほどの前回の宿題も含めて御報告いただきますので、少し、効率良く進めたいと思っております。

それでは、3の報告事項の(1)の浸出水処理施設の稼動状況について、これは資料1に基づきまして鎌田さんからよろしく申し上げます。

鎌田室長： それでは、資料1に基づきまして浸出水の稼動状況について、私の方から座ったままで説明させていただきます。

資料にございますように、施設は約23億円をかけて1日150トンの浸出水を処理できるような施設を現在稼動中でございます。

その稼動の状況がいろいろと目まぐるしく変わっておりますので、その状況を御報告したいと思います。

2枚目のグラフを見ながら説明させていただきます。こちらのグラフの左側にあるのが、いわゆる処理施設の隣にある貯留池、あそこに溜まった水の水位でございます。右側にあるのが、今までに降った雨の量を1日ごとに書いてあります。例えば、右側に、一番右側の方に10月の所がありますが、相当な降雨があったということがこれで分かるかと思えます。これについて、これを見ながら説明します。

この施設は、17年6月1日から稼動を開始しております。稼動開始してから、その年の7月に現場の工事を進捗、あるいは撤去の状況を円滑に行うために、現場の中にあつた汚い水、汚染水を全部この貯留池の方に移したという経緯がございます。その左側の中段の所に書いてありますが、旧中央池・六角マス、それから仮設浄化プラントから約6千トンの水を池の方に移したわけです。移した時点で、水位が約4mとなったと。この4mというのは、貯留池としては、設計上の最高の水位でありまして、これ以上になると非常に危険である。あるいは、溢れてしまう可能性があるという水位でございましたので、十分水位を監視しながら管理していたわけです。夏から秋にかけての雨で、それが4mを超えてしまいました。このままでいくと溢れてしまつて、周辺環境の河川に水が溢れていって、重大な影響を及ぼし、取り返しのつかないことになってしまうということで、処理量を150トンでやってきたものを何か増やす方法はないだろうかといういろいろ摸索しました。その結果、水質が、当初計画した水質よりも相当下回っておりましたので、このままの水質であれば、若干の施設改修で1日200トンできるのではないだろうかということで、いろいろメーカーの方とも相談しながら、1日200トンの処理を1月20日からしております。

当然、200トンにしましたから、今まで以上に水質管理には注意しながら運転を行つて、徐々にですけども、水位を下げております。その間、春の雪解け水とか、秋の降雨によって若干水位が上がった所はありますが、概ね順調に水位を下げて来ております。

18年12月5日から今度は150トンに戻しました。これは、実は1年かけて水位が落ち着いてきたことと、冬になるとどうしても生物処理、気温が下がりますので生物処理への加温をしなくてはならない。その加温能力が1日150トンであるということで、適正な維持管理をするために150トンに戻しております。

そういう具合にしてきたのですが、今度春になって気が付いたのですが、貯留池の所に氷が

張ってしまいました。氷が張ってたため、中にエアレーションという空気を送るためのポンプがあり、そのポンプを支えている鉄の支柱が曲がってしまいました。その修理をしなければならぬため、1つ1つを空にしなければならぬということで、再び200トンの処理をせざるを得なくなりました。貯留池の装置の修理を行いながら4か月間、4月6日から8月13日まで200トン処理を行ってきたわけです。こういうトラブルがありましたのは、貯留池の中のポンプを、実は止めていたので氷が張ってしまった。だから、いつも水が動くようにしておかなければならぬということで、今年からは常にポンプを稼働させて氷が張らないように注意しながら運転していきたいと考えております。

そういう具合に運転してきましたが、実は水処理工程の1つであります凝集膜ろ過装置という所で、実は設備に漏水が見つかりまして、それを修理しなければならぬ。これは2系列ありますので、1系列ずつ修理するために最大で100トンずつの処理を余儀なくされております。これもやりましたが、1つやったのですが、もう1つの方もやらなければならぬと考えていたのですが、この後9月の中旬から物凄い雨が降りまして、水位が3mまで来てしまった。

そこで、膜処理の修理点検を延期して、急遽、9月29日から200トン処理を行いました。ある程度水位が下がりましたので、10月26日からは、今度はもう1つの方の膜処理の点検整備を行なうために100トン処理を行い、現在は、春の雪解け水、12月からの150トン処理に向けて、できるだけ水位を下げて、そして貯留池の1つを空にするくらいの気持ちでやらなければならぬものですから、現在は、200トン処理をしております。

このように、本当は150トンの処理施設であるのですが、気象状況とか工事を円滑に進めるためとか、装置の修理とか、そういうことで100トン、あるいは200トンという稼働を余儀なくされて来ております。ただ、いずれにしましても、この設備は、処理能力150トンであるということで、早く正常な稼働ができるような状態に戻さなければならぬという具合に考えております。

1ページに戻っていただきたいのですが、1ページの3番目の所に今後の稼働方法と書いてありますが、当初、この150トンの能力を作った時に、浸出水が入ってくる量は平均で100トン、最大で150トンだろうという具合に設計されております。ですが今年の8月までの流入実績を見ますと、平均で約170トンの水が入ってきており、この理由としては、多分、3つのことが考えられます。

1つは、岩手県との県境部分の水がどんどん入ってきてしまって、その影響があったのだろうと。ただ、今はもう遮水壁を造っていますので、それはもう止まってしまっているだろうと。その影響が1つです。

それから、実は現場の中央池という所に、いろんなごみを仮置きしながら、そこを今、撤去しております。その部分は、約1.5haがオープンな状態であると。要するに、表面キャッピングをしていない、ブルーシートで簡単に覆っている状態であると。そのため、このエリアに降った雨の影響が考えられるのではないだろうか。

それから、遮水壁を造った時に、造っている段階で、あちこちオープンな場所がいっぱいありました。そういうような水がまだまだ影響して来ているのではないだろうかと考えております。

ただ現在は、徐々に、うちの方の工事も終わり、岩手県の方の遮水壁の工事も終わりましたので、概ね、当初の計画通りの100トンちょっとという所に近づいて来ている。そういう

ような浸出量に近づいて来ているという状況になって来ています。

今後は、できるだけ現場の浸透する量を少なくして、そして浸出水の量や水質の状況を見ながら管理していかなければならないと考えています。いずれにしましても、150 トン能力ですので、150 トンに早く戻したいと考えています。

それから、もう1つ、この水処理施設の稼動状況に関連しまして、実は、岩手県で遮水壁を作った所で、水が岩手県側で溜まっております。現在、岩手県の方では、水を汲み上げて処理しているところでございます。実は、環境省の方からも岩手県の水を青森県の水処理施設で処理することを検討しなさいという指導がきております。一方で、岩手県から先般、実は地下水、溜まった水を青森県の処理施設で処理できないかということで、3つの方法の打診がございました。

1つは、通年で定期的に処理できないかということ。もう1つは、運び出すのに冬期間はあちらの方であまりやっておりませんので、冬期間だけでも水処理を手伝ってもらえないだろうかということ。それから、もう1つが、現在の処理している先が、実は11月に5日間、緊急的に停止しますので、その5日間の分だけでも処理できないかという、3つの方法の打診がございました。

基本的に、先ほどから言っておりますが、本県の処理施設というのは、青森県の11haの浸出水を1日あたり150トン処理するという施設の建設として建設されています。いろいろなトラブルもあって200トンになったり、100トンになったり、それから集中豪雨や雪解け水という気象条件、そういうものから現在もまだ安定的に運転しているという状況とは言い難い状況にございます。

したがって、岩手県からの御提案でございます、通年で定期的に処理するということについては、ちょっと能力と貯留池の容量から難しいのではないかと。それから、冬の間も、実は、先ほど言いましたけども、生物処理への加温の能力が150トン能力しかないわけですから、それ以上に増やして処理するということができませんので、非常に難しいのではないかと。

ただ、緊急的に5日くらいの水を処理することについて、その水質のベンゼン濃度が高いほかは、本県の水に大体似ているということと、処理する量が5日間で約100トンくらいであるということを下に慎重に検討した結果、今は緊急避難的な状況であるということをお察して、今受け入れても本県の処理施設に影響は少ないものと判断しまして、11月10日から14日までの水を来週の月曜日から14日までの3日間で搬入してもらって処理するという具合にしました。先般、岩手県と協議が調って契約しております。

いずれにしましても、環境省からもそういう御提案がございましたけども、処理施設の能力が150トンである。これはもう変えられない。そういうことを基本にして、貯留池の水位や気象条件を前提に受け入れる場合は、受け入れる水量、水質、時期、そういうことを慎重に検討しながら、その都度、その都度で検討して決定していきたい。ですから、先ほど言いました通年とか冬期間の間とか、そういうものはちょっと難しいのではないかと考えております。ただ、緊急避難的には今回は協力して処理するという具合に決めております。

以上、報告でございました。

古市会長： ありがとうございます。

今ほど、浸出水処理施設の処理能力に係る部分で、流入水量、水質の現状を、また、過去の2年間ほどの対応状況を御説明いただきました。当初計画した以上の水量が流入し、

それに対してはちゃんと水質的にも対応できました。その原因等を含めて御説明いただいたと思います。

ここで問題は、御意見をいただきたいのは、水処理の能力の考え方、現状についての御意見が1点目。2点目は、この処理能力を踏まえた上での岩手県側との受け入れる、受け入れないという関係ですね。一部、緊急避難的なものについて、5日間の100トンについては受け入れるという契約は結ばれたということでした。

ですから、この2点について委員の皆様方から御意見をいただければと思います。

その前に、先ほども御案内がありましたように、蝦名副知事、御多用で退席しなければいけませんので、その前に一言、この件につきましては何か思いがございましたら、一言お願いいたします。

蝦名副知事： 水の処理につきましては、当初から岩手県に働き掛けて、一緒にやろうということでずっとやってきたわけですが、向こうは要らないということになりまして、150トンになったわけです。当初から200トンということで、北海道大学の調査によっても水が来ていることが分かっていたのですから、本当は一緒にやれば良かったなという気持ちがあります。

しかしながら、今困っているということなので、これについては青森県として出来得る限り協力していこうという姿勢でやっているわけです。おそらく、これまでは、どちらかというとなら岩手県側が少し、青森県側から被害を受けたという被害感情があったのではなかろうかと思っております。今の竹内副知事は、青森県に道路課長で来た方でございますので、私も非常に親しい関係にありますので、これからは仲良くやっていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

古市会長： ありがとうございます。

蝦名副知事： 申し訳ないのですが、私、これから沖縄に行かなければなりませんので、大変申し訳ないんですが、これで失礼させていただきたいと思っております。

先生、よろしく申し上げます。

古市会長： 如何でしょうか。先ほどの2点につきまして、何か御意見、コメント等ございましたらお願いします。

大久保委員、お願いします。

大久保委員： 本来、一緒にやれば良かったなという状況で、岩手県側でも困っている状況がありますので、3番目の5日間、工場停止する時だけでもやった方がいいなと思っております。

というのは、岩手県の処理水、きちんと汲み出す部分がなければ、南調整池とか北調整池というふうの流れで、最終的には境沢に入っていきますので、それは熊原川に繋がるわけですが、そういう点でも、取り敢えず協力できる部分は協力するという姿勢を保っていただきたいと思っております。

古市会長： ありがとうございます。

蝦名副知事と同じで、困っている時は助け合いましょうということで、困った時は相身互

いということですね。ほかに如何でしょうか。

西垣先生、お願いします。

西垣委員： 現在も日増しに青森県側の原水の汚染度と言えはおかしいですけども、それも少なくなってきたから、結構、青森の方の処理能力といいますか、これから増してくるのではないかと私は思うのですが。ですから、そういう意味では隣の県ですから、どんどんこちらでも引き受けてあげますよという形でやってあげてもいいのではないかと思います。

古市会長： というのは、今回の5日間のみならず、また、その程度にもよりますがね。その辺、なるほどね。いろいろ御意見があっていいと思います。

石井委員、お願いします。

石井委員： ちょっと分からない所があったので、今の議論にも関係すると思うのですが。これまでの浸出水の1日あたりの流入量は平均約 170 m<sup>3</sup>とありますが、これまでの意味が、いわゆる中央池から 6,000 m<sup>3</sup>、流したものも含めて流入量にカウントされているのか。それとも、例えば、平成18年度である一年間で見てみたら、大体約 170 m<sup>3</sup>程度なのか。そのカウントの仕方がちょっと、170 m<sup>3</sup>という計算の根拠、今の議論にも関係するのかなと思ったんですが。

鎌田室長： 170 というのは、稼動開始してから8月、今年の8月までの流入量の平均です。

石井委員： トータル2年間、処理量というのですか。

鎌田室長： 入ってくる量の平均です。

石井委員： 中央池は入っていないのですか。

鎌田室長： 入っていません。

古市会長： 中央池は入っていない。

石井委員： かなり、最大 150 という議論ですから、ちょっと慎重に考えなければいけないかなという気もしないでもないですが。

古市会長： その理由として、先ほど挙げられた、岩手県側から当初予想以上のものが入って来たとか、中央池や遮水工事の時とかのオープンの割合が多かったということですよ。要するに雨が浸透したということですよ。

ちょっと、見積りが甘いような気がしますね、若干ね。というのは、これを見て、水質と水量と掛けた積のものでコントロールしていかなければならないというのは間違いはないのですがね。そこで、どれだけ余裕が出るかというのは、今のこのデータだけではちょっと分からないから、すぐ困っているんだっいたらいくらでも助けてあげますという議論にはなり難いかなという気はしますね。その辺はどうですか、見解は。

鎌田室長： 水質的には、1枚目のページの一番下に書いてありますが、計画原水の水質と今の入って来ている水質とでは、相当大幅に低い状況にあります。ただ、先ほどから言っていますように、これから本格的に掘り起こし作業をしながら撤去作業を始めるとすれば、中のものがかき混ぜられる可能性がある。だから、今みたいに安定したような状態での水とちょっと変わってくるのではないかと。それがどういう具合に変化していくのかは、ちょっと想像が付きません。

ただ、水量的には、先ほどから言いましたように、大体作業が終わっていますので、安定してくるのではないだろうか。できるだけキャッピングも多くしていきたいと考えておりますが、質が今度は問題になってくるだろうということで、両方をちゃんと監視しながら、その都度、協力できる時には、協力するという考え方でいきたいと考えております。

古市会長： そういう意味では、本格撤去になって水質が変化してくるのかどうかですよね。以前も議論がありましたが、流入水質、原水の所です。正確な流入水質ではないのですが、原水の所の濃度、BOD、CODは、目標値よりも随分低いんですよね。SSがちょっと高いけども。そういう意味では、いいように思うのですが。今、おっしゃったように、これから本格稼動になってきた場合、どういう有害なものが出てくる可能性があるかも分からないわけですので、その辺を見積もった上で、トータルで当初見積もって水質設定していますから、もうちょっと水質を見た方がいいかなという気がするのですね。

というのは、以前の議論では、水処理工程の高度処理の部分をショートカットするという話、そういう議論もあったわけです。だから、それをすることによって処理費用が効率的に下げられるということもあるわけですよ。それは、青森県側にとってみれば、これはプラス効果なのです。

だから、そういうような幾つかの配慮すべき事項がございますので、何となくもう少し見た方が。大判振る舞いしてみても、今度は自分が困ったということではみっともない話になりますので。

2枚目の図はあれでしょう。左の軸が貯留池水位ですよ。貯留池の堰堤天端と書いてあるのが2.5、天端というのはどういう意味で書いてあるんですか。

鎌田室長： これは、池の真ん中に仕切りがあります。仕切って、1池、2池にしてあるわけです。その真ん中の背中の所が2.5mの所で仕切ってありまして、大体、片一方が3,000と3,000になって、6,000入ると大体背中が見えなくなるだろうというような状況の2.5mです。

古市会長： なるほど。そこは、そういう意味で管理水位の方が高いわけですよ。

鎌田室長： はい、そうです。

古市会長： 3mということで。そこで溢れるという意味での天端ではないわけですよ。

鎌田室長： そうです。

古市会長： それは4mの所なのですね。



鎌田室長： はい。

古市会長： 分かりました。  
他に何かございますか。なければ、次に進めたいと思いますが。  
椛本委員、お願いします。

椛本委員： 声がちょっと出なくて申し訳ありませんが。  
先ほど聞いた中で、岩手県からの流入水の処理、水処理の3日間の契約をしたと聞き取り  
ましたが、それでいいのですか。

鎌田室長： 5日間の水を3日で処理すると。土日が入ったものですから。

椛本委員： それから、これからもどんどんと岩手県から水が流れてくるようになれば、この後も契約  
していくことになるわけですか。

古市会長： 今は一応閉め切った遮水壁があるわけですね。前ほどは入ってこない。今後どうするかと  
いうのは、様子を見ましょうということです。

椛本委員： 今言った間で契約をしたと。これから水が入ってきた場合には、後をどうしますか？とい  
うこと、県の方では、青森県の方では、また契約するわけですか。

西垣委員： 仕切りましたので、井戸で水を汲み上げて、その水をどうしましょうかということで、青  
森に余裕があるのでしたら青森の所で処理してほしい。今、岩手県は下まで持って下りてい  
ますので、冬期間も持っていくのは大変だから青森の所で処理していただけないか、処理  
する余裕がありますかということをお手から聞かれていますと私は判断したんですが。

椛本委員： 私が心配するのは、今そこで終わればいいんだけども、また来る恐れがあるのではないか  
ということをお、今、聞いたんですが。

西垣委員： 閉め切った壁は機能していますので、向こうは吸いあがった分だけ汲み上げますので、そ  
の水をどうするかということになってくると思います。これは岩手が自分で責任を持って自  
分の所で今は処理をしてくれていますので。

椛本委員： まず、分かったような、分からないような気がしますが。

鎌田室長： 汲み上げた水は、又、岩手県の方から、例えば、緊急的に処理してくれないか？というこ  
とがあれば、その時は、うちの方の水質とか池の水の水位とか、どのくらい入ってくるのか。  
岩手県の水質はどのくらいのものなのかということをお全部見て、検討してから決めていき  
たいということです。

榎本委員： 分かりました。  
聞きついでですからもう1つ。  
これを処理するのに、トンあたりどの程度経費が掛っているものですか。

鎌田室長： ちょっとそれは試算していないのですが、1年間で契約、委託契約しています。大体、1年間の委託管理費が1億円です。

榎本委員： いや、聞きたいことは、岩手県のやつを聞いているんです。

鎌田室長： ここで言うのですか。ちょっとそれは。

古市会長： 岩手県とどれだけのコストで契約したかは、ちょっと差し障りがあるようですので、また後でお聞きください。

ありがとうございました。

では、次に参りたいと思います。

(2)の前回協議会において質疑がございましたので、それに対する回答が、下の4項目につきまして御質問がありましたので、それについて回答をするということでございます。

最初に 水処理工程の水質に係るグラフ表示について、これは今日お休みですが、福士先生からあったものですね。

それから 平成19年8月1日の浸出水処理施設における原水のダイオキシン濃度について、これにつきましては大久保委員から御質問があったことだろうと思います。これについて、まとめてお答えいただけますでしょうか。

事務局： それでは、まず、1番の水処理工程の水質に係るグラフ表示についてでございます。資料2を御覧いただきたいと思います。

前回の協議会で浸出水処理施設の工程の水質について、福士委員から数字だけ出されても分かり難いので、グラフにした方が良くはないかという助言、要望がございました。早速、グラフを作成しましたので、前回の追加資料として提出させていただきます。

グラフは、浸出水や原水において検出されている主な項目について示しております。

資料の1枚目裏のダイオキシン類につきましては、原水と放流水のみ測定しておりましたが、今年8月に初めて膜ろ過処理水の測定を行いました。

2枚目に浸出水処理施設の処理フローと各設備の主な機能を示しておりますが、その中で、二重線で囲まれております浸出水、原水設備、凝集膜ろ過処理設備、放流水、この4ヶ所が基本的な水質の測定箇所となります。

1枚目のグラフに戻りまして、前回報告したとおり、いずれの項目も膜ろ過処理までに放流水とほぼ同じくらいの水質まで処理されておまして、計画処理水質を下回っている状況でございます。

水処理工程の水質については以上でございます。

つづきまして、の19年8月1日の原水のダイオキシン濃度についてでございます。

前回、大久保委員からダイオキシンについて8月1日に現場のア-3等では低い値であるのに、浸出水処理施設の原水で高い値が検出されていることについて、どのように判断して

いるのかという趣旨の御質問がございました。

回答内容は、資料3のとおりでございますが、まず原水というものはどういうものかと言いますと、浸出水処理施設には、ア-3の浸出水のほか、鉛直遮水壁周辺に集まった浸出水や地下水、さらには撤去ヤードに降った雨や洗車施設など、撤去作業に伴って出てくる現場の排水が合流して入ってきます。

この水は、揮発性有機化合物、いわゆるVOCのばっ気槽で処理されまして、一旦、屋外の浸出水貯留池に貯留された後、浸出水処理施設内の原水槽へ送水されます。その原水槽の水を原水と言っております。

その原水のダイオキシンが今年の8月1日の測定で2.3pg-TEQ/Lと比較的高い値を示したことにつきましては、採水日前後、浸出水貯留池内の補修工事のため、貯留池の水位を下げたおきまして、8月1日の採水時には極めて低下した状態でありました。そのため、水が原水槽に送られる際に、貯留池に溜まっていた汚泥を巻き込んでしまったとみられ、原水の浮遊物質量、いわゆるSSが140ppmと通常より高い値となっております。その巻き込まれた汚泥に含まれているダイオキシンが計測されてしまったためと考えております。

なお、原水のダイオキシン濃度が流入過程におきまして、いろいろな要因で今回のように高い値になった場合であっても、本県の浸出水処理施設はダイオキシンの処理機能を備えているため、例えば、杉倉川など、周辺の一般河川よりも低い濃度までしっかり処理した上で放流しております。

以上でございます。

古市会長： ありがとうございます。

の方は、福士先生からの御要望で、前回に比べて数値等をグラフ化して見やすくしていただいたということですね。これはこれで結構だろうと思います。

の方でございますが、原水の所で少しダイオキシン濃度が高くなっていますが、これについての原因みたいなことが分かりますでしょうか？というような御質問だったと思うのですが、大久保委員、如何ですか。何か。

大久保委員： 了解いたしました。ダイオキシンが汚泥なんかに含まれている部分、溶解性は少ないので、こういうことだろうなと思いつつながら、今日いただいた資料1なんかで降雨が沢山あって、そしてまた水位を下げてというふうなことで理解しております。

これからも搬出する際にいろいろかき混ぜた時にいろんな水質の変動もあると思うので、処理水の施設では、処理施設ではきちんと管理していただきたいと思っております。

強いて言えば、資料3の下の方に参考の表がございますが、ダイオキシン類対策特別措置法では、その水底の底質、土壌だけでなく大気とか水質というものもありますので、どうせ載せるのであれば水質は1pgだよというふうな程度で入れておいてくれればいいのかと思います。

一番下の方には、県境廃棄物浸出水処理施設の汚泥として、0.00013~0.26とありますが、普通、大抵、上の方と同じようにpgで表示しますので、例えばここで言えば0.13~260pgだというふうな単位を合わせるとかしてやった方が良いのではないのでしょうか。「瓜田に履を納れず」だとか「李下に冠を正さず」という諺がございますが、邪推されないようなきちんとしたデータをそういう表示をしていただきたいと思っております。

古市会長： ありがとうございます。

事務局： 分かりました。ありがとうございます。

古市会長： 悪意は無かったと思うのですが。ピコということで統一するということと、基準値を示していただくのならば、水質の方の1ピコの方も示してくださいということですね。

こういうことがあった時には、常に検知してそれに対して対応できる体制にあるということとは間違いないわけですよ。

ありがとうございます。

ほかにございませんようでしたら、次に移りたいと思います。

次は、の水質モニタリング結果におけるア-11及びア-23地点の評価についてということで、これは今日お休みなのですが、小原委員から御質問があった事項でございます。これについて、御説明、よろしく申し上げます。

事務局： それでは、資料4を御覧いただきたいと思いますが。

ア-11及びア-23の水質について御報告いたします。

評価期間につきましては、平成13年4月から平成19年9月です。位置関係につきましては、2ページ目を御覧いただきたいと思いますが。黄色く着色している部分が2つのポイントになっております。

評価項目につきましては、資料評価内容に記載の項目でございます。

4ページ目、5ページ目につきましては、評価期間内に検出された主な項目をグラフにしたものを載せております。

3ページ目につきましては、現場内の地下水の流れを示した図です。

それでは、2の水質モニタリング調査結果について説明いたします。

ア-11については、不法投棄現場から南側牧草地への汚染拡散を監視するために、現場南側にあるため池の水を採水しております。こちらでは、平成19年8月にBOD等が通常よりもやや高い値を示しました。VOC、重金属は不検出でした。ダイオキシン類をはじめ、その他の項目も不検出、あるいは検出されても十分低い値でした。塩化物イオン、ECには上昇傾向はなく、変動はありません。

ア-23につきましては、岩手県側で最もVOC濃度の高いイ-7からの南側牧草地への汚染拡散を監視する目的で地下水を採水しております。こちらの方の井戸は、深さ15mでストレーナーの位置は9mから15mの間になっております。こちらでは、平成16年6月に鉛が環境基準を若干超えましたが、それ以降は低い値、または不検出で推移しております。VOCは不検出でした。ダイオキシン類をはじめ、その他の項目も不検出あるいは検出されても十分低い値ということですので。塩化物イオン、ECに上昇傾向はなく、変動はありません。これらのモニタリング結果を踏まえて評価いたしました。

ア-11につきましては、平成13年から重金属、VOCは不検出。ダイオキシン類をはじめ、その他の項目も杉倉川上流と同程度の低い値と問題はありません。塩化物、イオンECに上昇傾向もなく、牧草地南側への汚染拡散は確認されておられません。平成19年8月に通常よりもやや高い値で検出されましたBOD等につきましては、何らかの理由でSSが上昇したことが原因と考えられます。ただ、こちらの方、グラフを見ていただくと、このレベル

の値につきましては、平成16年8月にも検出されておりまして、BOD、COD、SS等ですが、経年変化の範囲内であると考えられます。

なお、平成19年10月の速報値では、BOD等はいずれも平成19年5月のレベルまで低下しております。

ア-23につきましては、ア-23の水質は重金属のうち、平成16年度に一度鉛が環境基準を若干超えましたけども、その後低下し、現在ではほぼ不検出です。VOCは不検出で、ダイオキシン類をはじめ、その他の項目も杉倉川上流と同程度の低い値と問題はありません。塩化物イオン、ECについて上昇傾向もなく、現場からの汚染拡散は確認されておりません。

3ページ目を御覧いただきたいのですが、こちらの方、赤線が分水嶺になっておりまして、青線が地下水の流れになっておりますが、こちらを見ていただくと、イ-7から地下水が南側の方へ流れてくる可能性、また、県境部遮水壁により遮断された地下水が遮水壁を伝わって南側へ流れてくる可能性等が考えられますが、モニタリングの結果によれば、これらによる汚染拡散は確認されておりません。

なお、ア-11、23の水質につきましては、福士委員から評価をいただいております。6ページ目、一番最後を御覧いただきたいのですが、ア-11については、夏場にBOD、COD、全燐が若干上昇する傾向が見られる。同時にSSも上昇していることから、懸濁成分に由来した有機成分や燐であると推定される。

この原因は、データのみからは特定できない。ただし、ため池等では夏場に微生物活動が活発になり、底泥の巻き上げが起こってSSが高くなり、あわせて有機物等の濃度が高くなることはよく知られているので、これが原因の1つとして考えられる。

塩化物イオン、電気伝導度の値は平成13年以来大きな変動がなく、上昇している傾向は全く見られない。したがって、本地点は、不法投棄現場からの浸出水の影響を受けておらず、上記のBOD等の一時的な変動は自然由来の変動の範囲内であると考えられる。

ア-23については、鉛が一時環境基準を超えたが、最近では落ち着いている。また、他の水質項目についても特段の問題はない。

塩化物イオン、電気伝導度の値も平成13年以来大きな変動はなく、上昇している傾向も全く見られない。したがって、現在のところ、岩手県側からの地下水による汚染拡散はないものと考えられる。また、県境部遮水壁築造による影響についても、現在のところは認められない、という評価をいただいております。

以上です。

古市会長： ありがとうございます。

6ページの所に、今日は御欠席ですが、福士先生からの御見解が示されて、今、説明いただきました。

御質問いただいた委員、今日欠席されていますが、何か事前にこれをお配りして御意見をいただいていますか？

事務局： 小原委員からは、まだいただいております。

古市会長： そう。事前に配布はしていますよね。見ていただいていますよね。

事務局： はい。

古市会長： 特段の御意見はなかったということですね。

事務局： 今のところはないです。

古市会長： 積極的には聞いていないけどもということですね。分かりました。

何か、これにつきまして、御質問等ございますか。グラフを見ていただいたら、福士先生が言われているとおりだと思います。

大久保委員、お願いします。

大久保委員： この資料4のとおりだと思うのです。福士さんも言われておりますように、何でSSが高くなったかというのを、彼は微生物活動が活発となって、汚泥の巻き上げが起こっていると換算しております。私は、ため池、浅いため池はなかなか調査したことがないのであれですが、微生物活動、夏は大変活発になります。それでも、SSとして感じられるような、例えば、1mm中に1万個くらい入ったとしても、それほどSSは高くなりません。私もずっと、何でなのだろうと思いつつ、雨量などもずっと調べてみましたが、7月下旬だとか中旬というのは、結構、雨量が多いのかなと思っておりまして、そういう影響がもしかしてあるのではないかと調べております。19年、18年、17年というふうに大抵夏場、そういう時期があるので、データを見てみるとそういうふうな数値が出ているので、多分、一時的な自然由来の変動だなと思っております。

塩素イオンであり、導電率であり、ずっと3年間のデータでも変わらないので、ここは全く影響を受けていないんだろうなと思っております。

以上です。

古市会長： ありがとうございます。

水質の御専門の委員からもこのような追加のコメントをいただきました。

ということで、よろしいですか。次に参りたいと思います。

次は、最後のですね。資料はございませんが、不法投棄現場における汚染土壌及び廃棄物の推定量について。これは、口頭で御説明いただくのですか。あまり書いたものは出さないという。お願いします。

事務局： 今、会長からもありましたが、資料がなくて非常に申し訳ございません。一応、口頭ですが、回答させていただきます。

県境不法投棄現場における廃棄物量の推定量についてです。

県境不法投棄現場廃棄物量、廃棄物の埋め立て量については、平成12年度から平成14年度にかけて、電気探査とボーリング調査を実施した結果、特別管理産業廃棄物が32万6千 $m^3$ 、普通産業廃棄物が34万5千 $m^3$ の合計67万1千 $m^3$ と推計しております。

なお、この中には、約4万 $m^3$ の覆土が含まれていると推計しております。

平成18年度までは、主に地上に積み上げられておりました廃棄物、主に堆肥様物でございますが、これを処理してまいりました。今年度からは、一応、本格撤去ということで、埋

め立て区域からブロック管理しながらの直接掘削処理をすることとなりました。このことによりまして、埋め立て状況など、徐々に明らかになってきました。

また、昨年度実施計画の変更を行い、加熱・熔融処理以外の処理方法についても可能になっております。

以上のことから、計画してきた内容が異なる状況が出てくる可能性もあるので、実状に即しての見直しが必要となってきております。

例えば、現場の環境再生とも関係してきますが、廃棄物撤去後の地山はかなり急勾配な沢地が露出することが明らかとなっております。この沢地の洗掘防止や安定維持のためには、かなりの土砂が必要となるなど、利用可能なものの活用も考慮していかなければならないと考えております。

今後の作業については、現在精力的に進めております。なお、今年度において目標に達しなかった残量は、今後の廃棄物の搬出計画に反映させながら、平成24年度までに効率的な廃棄物撤去を完了させることとしております。

すみません、口頭で申し訳ございませんが、以上でございます。

古市会長： ありがとうございます。

トータルで67.1万ですね。特別産廃が32万6千ですね。それと、普通産廃が34万5千ですね。この中には覆土も入っている。約4万入っているのですね。ということで、これは体積の方のお話ですね。

如何でしょうか。これ、見直していただいてこういうことであるということですね。

事務局： これは、見直すというか、当初からのです。今までそういう新たな測量等もやっておりませんので、ずっとそのまま使っております。

古市会長： そうですか。

ということですが、ほかに何か御質問等。やはり、撤去が、先ほど13万トンとおっしゃったよね。撤去状況等を踏まえながら、賦存状況との違いだとか、当初の推定との修正とか、その辺のところは何か検討されていますか？

事務局： 今、現地の地山の直接掘削というのが始まったばかりですが、Fブロック、現地の一番南側の細長い部分がございますが、こちらの方を試掘しましたところ、全層パーク堆肥という表示になっていますが、ちょっと掘り進んでいきますと、覆土の下に燃え殻等が見えてきたりしています。

古市会長： そのへんが進捗状況に応じて、また見直さなければいけないということをおっしゃった意味合いですよ。

ほかに御質問、どうぞ。これは、適正な撤去のあり方、それから受け皿のキャパシティにも関わってくるお話になります。ですから、今後の計画を立てる上で一番重要な部分かなと。何か御質問ございませんでしょうか。

石井委員、どうですか。

石井委員： 聞き辛いことになってしまうかも知れませんが。

結局、今年度当初の1年間9万6千トンが、いろんな計画とかそういうものがあって若干少なめになって、そういうものは来年度以降に割り戻す。やっていく中で、今おっしゃられたような実状に即したような見直しをするということですが、実際いつくらいに具体的な計画を皆さんにお知らせされるとか、そういう予定はございますか。

事務局： 今のところは、私、今考えたらちょっとあれですが。

できますれば委託のコンサルは、一応、今年度一杯の工期を与えておりますが、その前に皆様方に公表できる分、まとめ次第できるだけ。ですから、今年度一番最後が2月となっておりますので、最終まとめでなくても公表できる部分は、できるだけ皆様方に公表していきたい。

古市会長： そうですか。

できるだけ、量の把握というものをさせていただくと有り難い。その辺が一番、皆さんが心配しているところですよ。受け皿との関係があると思うのですが。

その辺どうでしょうね。将来的には受け皿の施設の話だと、容積じゃなくトンでくるわけですよ。その辺の換算になってくると比重のお話もありますよね。そのことはどのようにお考えになっていきますか。

事務局： 今まで、確かに全量をまず、単位体積重量 1.0 ということでやっております。今までの実績を見ますと、若干ちょっと 1.0 より上を示す傾向にありますので、今、どういうものがその原因なのか、分析しながらある程度その辺を検討している最中でございます。もう少しお待ちいただきたいと思います。

古市会長： そうですか。分かりました。

この辺につきましては、また、可能な範囲でその現状を分かった時点でお知らせいただけたらと思います。

ほかに如何でしょうか。何か御質問等、折角ですから、何かございませんか。よろしいですか。

また後で、思い付いたりとか、気になりましたら御質問いただければと思います。関連します内容ですから、また後でお願いします。

それでは、今日の報告事項は終わりました、次の協議事項に移りたいと思います。

これが、冒頭、副知事もおっしゃいましたように、環境再生のあり方についてです。これにつきましては、資料5をご準備いただいておりますので、これに則りまして事務局から御説明をよろしくをお願いします。

事務局： それでは、環境再生計画策定スケジュール等につきまして御説明申し上げます。

まず資料5の青森・岩手県境不法投棄現場の環境再生についてというペーパーを御覧下さい。

まず、1番目といたしまして、環境再生計画策定の趣旨ですが、県境不法投棄現場の原状回復については、今後、標高の高いエリアから順次、廃棄物の撤去が完了し、最終的には



元々の深い沢地形になります。

このため、県では原状回復後の環境再生方策について検討し、平成20年度末を目途に環境再生のビジョンを掲げた環境再生計画を取りまとめることにしております。

また、環境再生の具体的方策を早期に決定することによって、今後の原状回復事業の効率的な遂行を図るものです。

撤去を完了したエリアから、環境再生に取りかかるとすれば、平成21年度あたりから撤去を完了したエリアが出てくると見込まれておりますので、よって、平成20年度末を目途に計画を策定するというようにしております。

次の2番、計画検討・策定フローでございます。

計画検討・策定に当たっては、県民や地元の意向を踏まえ、岩手県とも連携・調整の上、原状回復対策推進協議会において、県が作成する計画案について協議いただき、環境再生計画を策定するものとします。この流れを図に示したものが、下の図でございます。

次に計画策定に当たっての検討の視点と申しますが、このことにつきましては、幾つか挙げておりますが、まず持続可能な社会、循環型社会形成の視点から考えていきます。

次に不法投棄現場というマイナスのイメージを元の自然に取り戻すことに加えて、何らかの付加価値を与えていく、プラスに変えるという視点です。

そして、現場の最終設計というハード面ではなくて、住民ニーズに基づいた地域づくりという、ソフト的な視点からも考えて参ります。

原状回復事業について多額の税金を投入していることから、国民・県民の理解が得られるような方策を求めていきます。

県財政が厳しい、お恥かしい話なのですが、極めて厳しい状況にあることから、合理的な方策を求める視点、エトセトラということで、他にもいろいろあるかとは思いますが、こういった視点と申しますが、条件をクリアしながら今後の環境再生の計画策定を進めていきたいと考えております。

裏をめぐっていただきまして、カラーの図がございますが、参考としまして環境再生計画の位置付けの図がございます。これは、元々、本格撤去計画書に記載されています本格撤去計画の位置付けの図に環境再生計画というものを入れ込んだ図になっております。

まず、汚染拡散防止対策がありまして、そして、周辺環境モニタリングもやっております。一次撤去は御存知のとおり終了いたしました。本年度から本格撤去計画に基づきまして、本格撤去が行われております。

撤去完了の確認をしてから、環境再生計画に基づきまして、環境再生を行ってまいります。この撤去完了の確認ですが、基本的には撤去が完了したエリアから順次その環境再生を行っていくということを考えておりますが、環境再生の最終形態によっては、全部片付けが終わってから環境再生に入るとすることも考えられますので、それは最終形態が決まってから異なってくるかと思っております。

以上、環境再生計画の位置付けの図についての説明は終わります。

次のA4一枚のペーパーで、環境再生のあり方検討イメージというペーパーがございます。このペーパーは、今年の2月の協議会で配布した資料でございます。多少、手が加えてありますが、現状から下の環境再生までの流れをイメージとして作った図でございます。

まず、平成19年度に現状把握と整理です。これは、大まかな検討スケジュールの確認、環境再生に向けた関係市町の取組状況の把握をします。

そして、次に協議会、県、町の役割を検討する。このことにつきましては、環境再生に向けた議論を行うために、協議会、県、町が行うべき事項の検討をします。

続きまして、アイデア募集方法の検討になります。このことにつきましては、環境再生計画を策定するためのアイデアの募集方法を検討するということを行いたいと考えております。

平成20年度に移りまして、アイデア募集をしながら、県民、地元意見の集約、岩手県との連携ということで、中身につきましては、右の方の四角にございますが、県民意見の集約としましては、各種アンケートの活用や県ホームページでの意見募集などを実施します。地元意見の集約としましては、田子町の原状回復調査協議会における提言内容の取りまとめなど、岩手県との連携としましては、協議会での意見交換などを通じて、環境再生における目標レベルの統一などを行うということにしております。

そして次に個別検討事項の整理を行いまして、環境再生の方針を決定し、環境再生というイメージでございます。

こういう流れのイメージで環境再生計画の策定を進めていくことになろうかと思えます。

このイメージをさらに具体的なスケジュールにしたらどうなるのかというふうにして作ったものが、次のA3横のカラーになっている資料です。この資料の見方としまして、上の方に日付が記載されております。この日付は、今日を含めまして今後開催されるであろう協議会の開催予定の日付を記載しております。今日を含めまして、全部で7回開催予定です。20年の5月、7月の所は1つにまとめておりますので、区切りとしては6つにしておりますが、全部で7回協議会を開催予定ということで平成21年の2月を目途に計画を策定したいと考えております。

表の上の方ですが、上の方は協議会における協議事項等を記載しておりまして、下の方ににつきましては、県境再生対策室における取組事項を記載しております。対策室における取組事項につきましても、4つに色分けておりまして、水色の部分が室内の各種事務です。それから、緑色の部分が県民意見の集約です。黄色の部分が地元意見の集約、それからピンク色が岩手県との連携というふうに4つに色分けております。

では、協議会における協議事項等の方から説明してまいります。

まず、19年の11月、今日この協議会ですが、まず環境再生のあり方検討イメージについて再説明ということで、先ほど説明したイメージ図のことでございます。

続きまして、環境再生計画策定スケジュール案を提示ということで、今、御説明している内容のことでございます。

環境再生に係るアイデア募集方法の検討につきましては、説明が終わった後に委員の皆様から御意見を頂戴したいと考えております。

次回、平成20年2月の協議会では、具体的なアイデア募集方法の報告ということで、どういうふうアイデアを募集していくのかということを協議会に御報告したいと考えております。

そして、田子町及び岩手県との調整事項等の報告を行いたいと。

続きまして、20年の5月、7月の協議会では、各種アイデア募集の取り組み状況について報告予定です。各方面から寄せられたアイデア等について検討をし、問題点や課題を洗い出して、解決策を摸索していきます。引き続き、田子町及び岩手県との調整事項等の報告をします。

3つ目に 印で書いてありますが、現場の工作物、例えば、遮水壁等があるかと思いま

すが、その取扱いについて検討していきましょうということです。

おそらく、この案件につきましては、7月以降も検討されることになろうかと考えております。

続きまして9月でございますが、9月には一旦素案といたしまして、環境再生計画に係る中間報告をしたいと考えております。

そして11月には、中間報告に修正があった場合に、修正案の報告ということをしたいと考えております。また、併せてパブリックコメント実施で寄せられた意見等を報告したいと考えております。

最後、最終の21年2月の協議会におきましては、最終報告ということで検討協議いただいて、できれば了承していただきまして、環境再生計画の決定ということで段取りを考えております。

続きまして、対策室における取組事項に移らせていただきます。

まず、一番上の水色の部分が室内の各種事務ということですが、まず としまして、環境再生に係る各種情報を収集し、協議会などに提供します。例えば、他県の状況ですとか、北大で実施したアンケートの結果、当室で実施している環境学習事業というものもありまして、この時に実施したアンケートの結果などを考えております。

また、新しい情報等につきましては、随時提供していくことにしております。

番といたしまして、庁内他部局と連携しながら協力を求めていく、意見を求めていくということをしたいと考えております。

番としまして、予算担当部局、これは国レベル、県レベルあるかと思いますが、調整を図っていきます。

これらのことを実施しながら、次の各種情報、アイデアを総合的に判断して、中間報告を取りまとめ、そして9月の協議会に中間報告します。修正があった場合につきましては、中間報告の修正案を取りまとめ、まとめたものを11月の協議会にさらに修正案として報告致します。

それと同時に、下の方にありますが、中間報告に対するパブリックコメントを実施します。これは、中間報告の素案なのですが、県民に公表して、それに対して県民からの意見を募る作業でございます。これをいたしまして、11月の協議会にパブリックコメント実施で寄せられた意見等を報告します。これらに対する検討協議を受けて、対策室では最終案を取りまとめて2月に最終報告をするという流れを考えております。

続きまして、緑色の部分、県民意見の集約ですが、県民意見の集約とありますが、県民と言いましても、全国レベルも含まれるかと思いますが、今日出されるであろうアイデアや募集方法等を受けまして、対策室の方では環境再生に向けた具体的なイメージに加えて、実施主体ですとか、経費面、それから技術面などを含めた総合的なアイデアを広く募集するための方法を立案します。

そして、これを20年2月の協議会で具体的なアイデア募集方法の報告ということで報告させていただきます。

そこで了承されたものを実施ということで、各方面からアイデアを募集致します。これは、中間報告前の8月頃まで行いたいと考えております。

県民意見の集約については以上でございます。

地元意見の集約でございますが、田子町（経済課）との調整と書いてありますが、経済課

と書いてありますのは、田子町の方でも町の協議会それから関係団体等がございますので、窓口を一本化した方が良いということで、経済課さんの方に窓口になっていただいて、最初の方はスケジュール的なものになるうかと思いますが、調整を図っていきたいと考えております。

そして、次の段階としまして、具体的な事項につきまして調整を図り、これは、7月頃まで実施したいと考えております。

そして、中間報告の前の8月を目途に町の方から集約した具体的な事項を提出してもらいます。そして、この具体的な事項を反映させながら、対策室の方で中間報告を取りまとめて協議会の方に報告させていただくという流れを考えております。中間報告に対しまして、修正等があった場合については、必要に応じて田子町と最終的な調整を図るといふふうに考えております。

最後に岩手県との連携でございますが、岩手県（産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室）との調整とありますが、岩手県の場合も、岩手県の方の協議会それから関係各団体等がございますので、この特別対策室の方に窓口になっていただいて、そこと調整を図っていくということでもあります。

そこではまず、環境再生を両県一体として進めることができるかどうか、そのことを確認してから平成20年度まで、ここは「まで」となっておりますが、「目途」に修正していただければと思います。20年度末を目途に計画を策定するスケジュールで良いかということ、以上を確認した上で具体的な作業に入っていくのかなと考えております。

岩手県の方も同様に中間報告の前に岩手県との整合を図ることができるかどうかの確認をします。それから、具体的な意見等があれば出していただく。その具体的な意見を反映させながら対策室の方で中間報告を取りまとめて協議会に報告します。このことにつきましても、修正があった場合には、必要に応じて岩手県と最終的な調整を図っていきます。

といったスケジュールで、今御説明申し上げましたスケジュールで進めていきたいと考えております。事務局からの説明は以上でございます。

古市会長： ありがとうございます。

環境再生計画について検討するということは、今の資料5の2ページの所に、当初大きな計画の中における位置付けとして、もう既に示されているわけですね。それを具体的に20年度末を目途に具体的に検討しましょうということです。

その趣旨なり、策定手順や検討の枠組み等について、県ではこのように考えております。そういうベースの下でそれを実行するためのスケジュール案は最後のページに示してあるということだと思っております。

ここで、協議事項なのですが、これによろしいかという議論をするのか、それとも自由に、こういうものを踏まえながら御議論をさせていただいて、御意見をいただいて、修正等も含めて最後にこういう形でやりましょうという形にした方が良いのか。私は、後者の方が良いかなという気がするのですが、それによろしいですか。鎌田さん、いいですか。それでないと、ちょっと、これをやりますと言って意見をと言ったら、何を意見言うんだらうという感じになりますので。

如何でしょうか。多分、検討の視点というのが大きな考える時のフレームになると思うんですよ。重要な事項を指摘していただいておりますので、こういうことについて御意見をいた

だくということになるのだらうと思います。

その前にこれとは別途、完全に別途ではないんですが、環境再生の考え方ということで副委員長の佐々木先生から資料を出していただいております。それと、今日は御欠席なのですが、同じように井上委員からも出ておりますので、佐々木先生に先に御説明いただいて、井上先生は今日御欠席ですので、事務局の方で代読をお願いしたいと思います。

じゃ、佐々木先生、お願いします。

佐々木委員： お手元の私の資料の説明に入る前に、この資料の位置付けの私なりの整理を申し上げたいと思います。基本的には、今、御説明いただいた環境再生の計画を作る段取りとかスケジュールの考え方について、私も基本的に地元住民の方々、それから県民の方々の御意見、御提言を基にして、あるいは全国の国民の方の御提言を基にして環境再生計画を作っていくべきだとは考えております。

今日、私が出すメモは県民の一人としてお出しするという事なので、以降の県民の方々からアイデアを募集する時の制約になってはいけないと思いますので、この場限りの私なりの考え方として聞いていただきたいと思います。

その前、私の説明に入ります前に、スケジュール案の御説明をいただきましたが、1つ確認をしたいのですが、元々の地形、地盤が明らかになるのはいつ頃なんでしょうか。提案募集する時に、原地形と言いますか、先ほどの話では非常に元々は急峻な傾斜の大きい谷間、谷地形だったということなのですが、それにその後、若干、人手が掛っているわけですね。汚染拡散防止対策とか、そうなると、どういう使い方になるか分かりませんが、今までと違って人が集まる機会も出てくると思うのです。そうなると、地盤が悪ければ災害が起きるという可能性も十分あり得るのです。あるいは、地形によってはアイデアの出方も違って来ることがありますので、原地形、あるいは同等の地盤の条件がある程度明らかにするのはいつ頃なのか、県民に募集する時にうまくそれが合うかどうか。そこをちょっと教えて欲しいのですが。

古市会長： これはある程度、電気探査とかボーリングとかである程度、底の部分というのは大体分かっているんでしょう。その地形も出すことはある程度できると思うんです。全く、本当なのかと言ったら掘ってみないと分からないですけど、ある程度の精度をもって、ある程度推定されていますよね。ごみ質が何であろうかという以上に正確なデータは出せますよね。その辺は大丈夫じゃないでしょうかね。

佐々木委員： 分かりました。

それでは、私のメモに従って、私の考え方を少し申し上げます。

1つは、ポイントと書いてありますが、これも整理しないでバラバラ書き出したものですが、環境再生といってもいろんな考え方があると思うのです。全く元の自然地形に戻すのかどうかですが、私は、マイナスからゼロに戻すだけではよくないんじゃないかと思うのです。これまでいろんな方々の御苦労があり、あるいはいろんな努力や知恵の結果として、今、環境再生が進みつつあるわけなので、今までの経験とか知恵とか教訓をここで残しておけるようなものを1つは考える必要があるということだと思います。

それから2つ目に書いてありますが、さらにゼロに戻すだけでなく、環境創造という

プラス面もここに実現させていきたいと思っております。その時には、会長からもお話が何回も出ておりますが、全県的な視野、あるいは岩手県と青森県の両県という視野、さらには全国という視野から再生のあり方を考える、提案を受けるといったことが必要なのではないかとと思うのですね。

その時に、やはりお金を掛ければ良いということではなくて、むしろいろんな知恵とか、あるいは運動とか、あるいは環境を守るぞという県民の覚悟みたいなものが何らかの形で表われるというような環境再生が必要なのだろう。

そのうちの1つで、私は連携、あるいは協働とか協力、そういうことを是非ここで環境再生の中に打ち出していきたいと思っております。これは、田子町の住民の方々と青森県、県民の方、あるいは国民の間の連携、協力。それから、住民と行政の間の連携。今まで随分御苦労されて、それぞれが協力しながら進めて参りましたが、それはやっぱり大事なことで、そういうシンボルを残したいなと思っております。それから、もちろん、田子町と二戸市、こういう所でも連携の意味が非常に大きくあるだろうと思うのです。もちろん、青森県と岩手県、それから両県と全国。そういった連携のシンボルになるようなものとして再生をしたい。

それから、科学技術、今までは汚染防止対策、あるいは処理、いろんな先端的な技術とか考え方が導入されています。そういったもの、むき出しの技術ではなくて、自然と融合するような、そんなものとしてここで何かの形で表わせないだろうか。あるいは、科学技術と人間の関係をできるだけ望ましいものとして表わしていきたいということです。

その次の丸にあります。全く新しい施設を造るというよりは、むしろ、今あるものをどう活かすかという知恵であったり、あるいは問題意識であったり、あるいは意欲であったりするわけです。そういったものが上手くこの場所で表わせられれば、全国に対する発信力になるのではないかと感じます。

その時に、やっぱり県民全体としての動き、運動として、ここで何か実現すると良いのではないかとということだと思えます。

そこに書いてあるように、できるだけ意味があるものとしてそういう運動をしていきたい。あるいは長続きがしたり、こういう運動に関わることが喜びにもなるというようなものとして何か考えられないだろうかということだと思えます。そういうものとしての全県、あるいは全国から御提案を募る、提案だけではなくて、実際に活動に参加するという形で提案をいただきたいと思えます。

2つ目にプランとありますが、これは全くの思い付きです。ちょっと書き出してみました。

1つは、ポイントの一番上に書きましたように、これまで非常に苦労をされた皆さんのそういった教訓なり、あるいは努力の記憶を留めるということで、一部の現場保存というものをした方が良いのではないのかなと思うんです。全部撤去してしまって、痕跡を無くしてしまうというのは、やっぱりそれは避けた方がいいのではないかとというのが1つです。

2つ目としては、森林形成とありますが、これは先ほどの谷部の利用をどうするかということにもよりますが、人々が集まって何かやるというイメージなのですが、それ以外の所に森林を形成することを考えたいと思っております。その形成も県民の植樹運動ということであればいいなと思うんです。

実は、このヒントになりましたのは、北海道の帯広市が「帯広の森」というものを道民の、市民の植樹活動として非常に長い時間をかけて作っています。

ちょうど、帯広市街地の外側に輪のような森を作る。これは、市民が1年に1度くらいお

休みの日に総出で木を植えていくということを、もう何十年もやっています。こういう形でこの投棄現場も青森県や岩手県の人たちの協力で環境再生ができないだろうかというイメージです。

その時に、やはり賑やかな光景というものを作りたいというのが私のイメージです。ですから、その植樹運動をやる時に、併せて集まって何かイベントをやるということを考えてられないだろうかということですね。

これは、いろんなアイデアがあると思いますが、そういうことを組み合わせながら、ここで皆の努力と知恵で、ここまで回復して従来以上に良い環境やイメージを、ここからアピールできるんだよということを是非ここでやりたいと思っております。

ざっと御説明しましたが、そんなところです。

古市会長： ありがとうございます。

では、続きまして井上委員の代読をよろしく申し上げます。

事務局： それでは、今日欠席しております井上委員の方から、事前にコメントをいただいておりますので、読ませていただきます。

環境再生の考え方ということで、

1、考え方の背景。環境再生は不法投棄現場を単に原状回復することが第一義的な目的である。しかし、原状回復に至る多方面の関係者の奮闘、努力とその間に培われてきた様々なノウハウは、青森県民（及び岩手県民）はじめ、日本全国の同様な問題に悩む人々にとって貴重な見えざる資産である。

原状回復された当たり前の自然の背後には、大きなマイナスからゼロに復帰させる努力とノウハウそのものが見えざる資産としてあると考えるべきである。

この見えざる資産は、原状復帰後、何もしなければ時間の経過とともにまた山が自然を回復するとともに、全国はもちろん青森県民の記憶から遠のき、徐々に忘れ去られる恐れが大きい。

これは、青森県民のみならず、全国民にとって大きな損失である。この損失を回避し、見えざる資産を全国及び青森県で有効に生かすことが環境再生を検討するポイントと考える。

2番といたしまして、環境再生のコンセプト。

上記で述べた見えざる資産の埋没を回避し、全国的、全県的活用を旨とする。

見えざる資産の永続的な「見える化」そして全国、全県的な「環境再生の聖地化」を目指すものとする。

一時的に大きな予算を使うことや、また箱ものに解消してしまうようなことは避け、未永い振り返りが可能なものとする。

3、具体的な実施案。

現在の処理施設を原状回復後完全撤去するのではなく、水処理施設の貯水池、建屋、分別施設の構造物などを活用して、見えざる資産を見せるための展示場として活用する。

回復された自然を満喫するイベントを誘致し、全国、全東北、首都圏から集客できる形で実施し、例えば、夏のジャズフェスティバルなど。そこで自然回復の努力のアピールと不法投棄の絶滅を訴える。

以上のイベントは、単なる一例であり、県、市町村のアイデアで様々なものが考えられる。

その際、「多大な努力の末、自然を回復できたのでこんな楽しさを享受できる」というメッセージの発信が主で、イベントはメディアであることが基本である。

以上でございます。

古市会長： ありがとうございます。

お二人の先生からお考えを御紹介いただきました。

井上先生の御意見は、大きくはマイナスからゼロに復帰するという視点と、これが第一義的である。その時のノウハウ、経験等をやはり死滅させるのではなくて、将来に生かしていくべきであるというのが大筋だろうと思います。このへんの考え方というのは、佐々木先生のプランの、記憶等のため一部現場の保存とか、そういうものと繋がる部分だろうと思います。

佐々木先生の方は、どちらかというプラスにも大きく持っていったらどうか。ある意味では、「見える化」という井上先生のプラス効果ではあると思うのです。視点が若干異なるくらいかなということで、いろんな多様な御意見があっていいと思います。

あと20分くらいになってしまいましたけども、できるだけ御意見を頂戴したいということで、全員の方からそれなりの御意見をいただければと考えております。どなたからでも結構ですから、フリーに討議をしたいと思っております。

今、スケジュール案というのは、大体のこういうスケジュールでやりますということです。その枠組みというのは、今日いただいたいろんな御意見を踏まえて、いろいろ変わっていく可能性はあると思います。

というのは、計画というのは目標の立て方によって随分違ってくるんですね。理想的、こういう姿にしたいという姿の描き方によってその手順も違ってくるわけです。それはセットになってくると思うんです。だから、それでいろいろなものが出てきますので、それをどう議論するかというのが、今日の御意見を頂戴する内容かなと思います。

ということで、どなたからでも結構です。栗生さん、お願いします。

栗生委員： 栗生です、よろしくお願いします。

アイデアの募集方法ですが、アイデアの募集でいろいろな条件がいっぱい付いているわけです。これで、一般県民にこの条件を付けてどのようなアイデアがあるかと言われても、ちょっとこれは難題じゃないかと考えます。ですから、そういう分野に卓越している土木コンサルタントとか、農業土木コンサルタントとかという人たちに建設新聞等で見出して意見を求めて、その意見を参考にするという方法が1つあるのではないかと思います。

佐々木先生が一部、残存させるという意見でしたが、私たちは、絶対にこれは認められないと考えています。

古市会長： 最後ちょっと聞こえなかったんですが。絶対なんですか？

栗生委員： 一部、現場の保存ということは、私たちとしては絶対に考えられないということです。止めてもらいたいということです。

古市会長： もう記憶から抹消したいという意味ですか。



栗生委員：　そうです。

古市会長：　そういう意味ですか。  
じゃ、工藤委員、お願いします。

工藤委員：　この環境再生についてですが、私はやはり、佐々木先生の意見に賛同します。  
ということは、やはり新規に施設を造るのは、もうむしろそんなことをしない方が良いでしょう。今、既存の施設を、水処理施設なんかの建物があるわけですが、あれを何か展示場にするとか、何かそういうふうにして、皆さんの記憶の中から「こういう問題があったんだよ」という記憶を無くさないようにしたい。そして、二度とこういうことが起こらないようにして欲しいと思います。

私、前に香川県の豊島に視察に参りました。そしたら、やはり、豊島でもこういうふうにごみが捨てられて大変だったということで、あそこでは、プラスチックが何かで固めて保存してあるんです。あんなに大きくしなくてもいいと思うんですが、パネルが何かで、写真なんかでもよろしいと思います。そういうふうにして、こういうことが起きたんだよ、そしてこういうふう再生したんだよというような形が必要だと思いますし、あの場所は、むしろ山林が1番、具体的な話になると困りますが、そういうふうにした方が良いでしょうかなという感じはします。

佐々木先生がおっしゃいましたけども、原地形がどうなっているのか。やはり、これを一般に皆さんから募集、アイデアを募集する場合には、それが分からないとなかなか出てこないと思います。また、三八の方、また二戸とか、近くの方であれば現場は分かるわけですが、むしろ、青森市とか、弘前市という方になれば、どんな場所だろうということでしょうから。そして、やはり地元だけではなく、離れた地域の方達が斬新なアイデアを持っている場合もあるわけですよ。やはりそういうことも考えて、原地形の説明、文章なり、いろんな形で説明して、こういうふうな場所ということを示していただければ、より良いことが出てくるのではないかと思います。以上です。

古市会長：　ありがとうございました。  
最後の部分というのは、公募するという方法論をとるならば、多分、条件として示される部分だと思います。当然ながら、示さないイメージがわかりませんよね。  
ほかの方も、ちょっとごめんなさい。全員の方から御意見をいただきたいと思いますので、できるだけ端的に、工藤さんがという意味ではございませんので、できたら1点から2点、端的にお願いできればと思います。  
ほかに如何でしょうか。どなたからでも結構です。柳田さん。

柳田委員：　農業者の立場から言わせてもらおうと、再生については、できればその場所で採れたものを口にするコーナーが欲しいと。いわゆる、若干の高地であるし、高冷地野菜というのもし少しは入れて、それをオーナー制度でも取っていただいて、それを食べるんだと。その土地から採れたものを食べても大丈夫だよということを県内外にアピールしていくのが、私であればそういう方法を取っていただければなど。

もう1つは、いわゆる、あそこは周辺が山菜の宝庫であります。ですから、山菜等も取り

入れて、皆が自由に山菜も採れるんだと。そういうような自然に帰していただければ大変、農業としての立場から言うと、そういう環境を作っていただきたいと思っております。

古市会長： ありがとうございます。  
小田さん、お願いします。

小田委員： 井上委員からの再生の考え方の中に、貴重な見えざる資産という表現がありまして、それが段々忘れ去られることの危惧を話されていまして。私も是非、この貴重な、大変な思いをして税金を投入し、そして皆さんの奮闘の中で今再生されている、原状回復をされているこの状況について、やはり是非次の世代に残していかなければいけない。

そのためには、先ほどの説明の中にも環境学習についての授業も既に取り組んでいられるようですが、やはりこれも私が貰った資料の中では、田子の子どもたちという対象で行われていると思うんですが、やはりこれが県内の子ども達、また全国的な発信、貴重な体験したこと、苦勞、教訓、これを是非子どもたちに伝えていくためには、今までの関わってきた現状、発見された時、そしてそれに関わってきた経緯等を是非記録に残して、先ほどパネルにというお話もありましたが、そういうパネルなどを教材資料として、是非、県の方でも各学校に貸し出すとか、そういう形でビデオを準備するとか、そういうことで是非教材に皆さんに活用される。

そういうことで子どもたちに環境問題について捉えさせ、そして子どもたちがこれから新しい時代の環境について、自分たちがどのように関わっていけば良いのかという、それを子どもたち自ら行動としてこれから自立していけるような学習へ向けて行って欲しいなど。是非、この教訓は次の世代に生かせるような、そういう対策もこの中に入れていただきたいと思います。

古市会長： ありがとうございます。  
では、大久保委員、お願いします。

大久保委員： 一昨日ですか、たまたま横浜におりまして、C・W・ニコルという作家の講演をずっと聞いていたんですが。森を再生するという話をしておりまして、自然というものは、そのまま放置しておけば駄目なんだと。手を加えていかないと、森が生きていけないんだというふうなことを話されていまして。そこで再生された森で、子どもたちが、非常に苦勞して生活してきた子どもたちがいきいきと遊んだり、冒険をしたりという森を作っているというふうな話がありました。

私自身も田子の地山に行けばそういうふうな沢もあるので、最終的には手を加えて沢を埋めたりしながら、傾斜を緩めたりしながらも、森を作っていく方がいいだろうなど。

そしてまた、広くその地域だけでなく、あの周辺の森を生かせるような政策を立てていった方がいいだろうなどと思っています。これは、私個人の意見なのですが。

最終的にやっぱりいろんな人から意見を求めるためには、専門的な意見もありますし、イメージで募集する部分もあります。二本立てで、1つは市民からどういうイメージがいいのか、もう1つは専門家から、さっき栗生さんがコンサルタントと言いましたけども、そういう環境を担当している学生たちでもよろしいですし、そういう方々からきちんとした地形の

ことだとか、データを提出して、二本立てでいった方がいいのではないかと考えております。

ですから、平成20年の9月で環境再生計画に係る中間報告というのは、ちょっと専門家の方にシフトをすれば、ちょっと時間が短過ぎるのではないかなという気がしております。そういう二本立ての形がいいのではないかと考えております。

ちょっと長くなりました、ごめんなさい。八戸の水道企業団で排水池がございまして、排水池の塗装をしなければならないのですが、地元の八戸工大に感性デザイン学部という学科があります。そこで排水池をどのように市民にPRしていったらいいかというふうなことを募集してやっております。今年の話ですが、そういう意味では、専門家の意見を入れる。環境に対する取り組みをしている学生たちの意見も入れられるようにしていきたいと考えております

以上です。

古市会長： 感性何とおっしゃった？

大久保委員： 感性デザイン学部。

古市会長： デザイン学部。  
他に如何でしょうか。須藤委員、お願いします。

須藤委員： 9月に現場を見に行った時に、現場の手前の方だったと思うのですが、芝生のように私は見たのですね。あそこは凄くいいなと思ひまして、あそこで転がったら凄く気持ちいいだろうなと思ったのです。それで、子ども達を遊ばせるためには、ああいう所を転がって歩くような所はないわけですね。

ですから、そういうふうな所を残し、あとはお金を掛けないということですので、各家庭や家で余っているというか木、庭から邪魔になったという木がある方からいただいて、その方の名札を付けて植えてもらったらいいのではないかと。

なるべくお金を掛けないということになると、プロの方にお問い合わせするとお金が掛かるわけですから、余計なお金を掛けないようにやるべきではないかと思ひます。お金を掛けるのでしたら、いくらでもいいことはできるのではないかと。お金を掛けずにやるのには難しいということですから、全然掛けない訳にはいかないでしょうけども、極力少なめにということにして考えて皆さんにアイデアをいただければいいのではないかと思ひます。

古市会長： ありがとうございます。県はお金が無いと最初に大きくおっしゃったので、皆さん気を遣って。

西垣先生、お願いします。

西垣委員： 一番、私、さっき田子町ではこのイメージを残し、田子のニンクとか、田子牛とかというものに関して、田子という名前と廃棄物の処分場というのは、あまり関係付けたくないのではないかと意味であれを残して欲しくないとおっしゃっていたのかなと思うんです。その辺は、県と地元との中で協議していただくべきではないかと思ひます。

古市会長： 残すと残さないというのは、全然違いますからね。

西垣委員： それで、県の再生計画スケジュールは、このスケジュールでいいのではないかと思います。先ほどから皆さんから御質問がありましたように、24年度に終わった時に、どういう場所になるんだと。これはバーチャルで何かイメージで出してあげないと、「県民に何かアイデアはありませんか」と一方的に出しても何も出てこないと思います。これは是非、県の方で24年に取り除いたらこんなふうになってしまいますというイメージ図は出せると思いますので、出していただきたいと思います。

それから、これは会長から全国レベルでやるということでしたが、青森県の意見だけではなく、できたら川は同じ所をずっと流れていますので、岩手県も同じでいいんじゃないか。それから田子町だけではなく、二戸も同じような形で地元の住民の意見を、今、県境を引いているのは、たまたま我々が県境引いているだけでございます。自然は皆繋がっていますので、それは是非一緒にやっていただければいいんじゃないかと。これは、県の意見についてでございます。

私自身、これは、あまりこのへんのアイデアがなくて、前に会長からいろいろ言われて、岡山の前に豊島がございました。

あそこでは、安藤忠雄がオリーブで瀬戸内海を再生の場に考えようということで、いろんなオリーブを植えたり、直島と豊島の両方共にという形でいろいろ再生をやっていきます。過去のあれでいきましたら、例えば、別子の銅山ですね。あそこも今、見てみますと、結構昔こんなことがあったのだということを残してあるんです。水俣に関しましても、一応ここは埋立地施設で現地に行けば、残っているような状態になっています。これは、古市先生なんかもっといろんな世界中の所を御存知だと思います。

ですから、廃棄物記念館とか何かそういうふうなどここに砂防記念館とか、お金は全然ないのですが、そういうようなものを造っていくのも、箱物を造るのも1つの大きなあれかもしれない。

私は、むしろ小田先生がおっしゃったように、何と言いますか、物語を作っておけばいいんじゃないか。子どもたちがこれを読んで、こういう所で、人間のほんの少しの誤りでこういうことが起きるんだという形の物語を作っていけば、どんどん子ども達がそれを繋いでいって、教育の場で、こういうことをやっていくと、人間のほんのちょっとした心の弱さでこんなことが起きてしまって、そこで何百億というお金が必要になるのですよ。多くの方が困るんだよ。ですから、そういうふうな反省の場とかです。

県として、これをもしあれでしたら、県は廃棄物に対する環境賞とか、プライズを作って、それを毎年世界中で廃棄物に関してきっちりやったことを青森県が自分たちがこうやったということを誇りに思って、賞を作られればいいんじゃないかと思うんです。

青森県というのは、私も随分お世話になっておりますし、放射性廃棄物の低レベルの処分もされているということですから、日本の中でもいろんなリサイクルのことの廃棄物に関しては関与されておられます。ですから、こういうふうなことがあったよということ、環境の賞という形でやられて、全国、全世界からそういうことに関係する方を青森県が主導してやっていきますということでもいいのではないかという気がしております。ですから、あまり良い案はないんですが、そのようなことを考えております。

古市会長： ありがとうございます。  
では、松橋委員、お願いします。

松橋委員： 先ほど、佐々木先生の考え方というものを聞いて具体的で分かりやすく、町でもこのような具体的なことを町民に働き掛けて、アイデアを募っていきたいと思っております。

そしてまた、将来的に考えますと、あそこは道州制になれば、秋田、岩手、青森の中間点の中央になるんですね。そういうものも将来的には考えてもらいたいということ。

それから、あそこは日本一星の綺麗な和平ということでアピールしております。そのことも、その良い所を生かした現場作りをしてもらいたいと思っております。

そしてまた、現場はこういうものがあつたのだというような記憶に留めるような、何か形を残してもらいたいと思います。大きな建物は維持管理が掛かりますので、建物は要りませんけども、いろんなちょっとしたアイデアでもって、こういう所だったんだと。こういうものだったという所を残してもらいたいと思います。

それから、今、アイデアを貰うのであれば、今の高校生の人は、撤去完了の時は成人式になるわけです。一人前になるということですから、アイデアも高校生、学生からも広く、こうしたいな、ああしたいなというような若い感性でもってもらった方がいいような気がいたします。

あとはいろいろありますけども、あとは地元集約の説明の所で、黄色の部分ですが、この中に町民に対する説明というものの、また町民からのアイデアというものは、これはどこから、何月頃から取ればいいのか。これは計画には載っていないようですけども、そこを聞きたいわけです。

古市会長： 最後ちょっとよく分からなかったんですが。最後、もう1回お願いします。

松橋委員： 地元意見の集約の所で、町民の説明というか、町民からのアイデアというか、町民に対する説明という項目がないようですが、そこを1つ入れてもらえれば、現場は田子だということの認識をここに入れてもらえればいいと思います。

古市会長： それは、地元意見の集約の部分に調整とか説明とかという言葉が入っていますよね。

松橋委員： 田子町の調整の中に入るのですかね。

古市会長： だろうと思います。

松橋委員： そうすればいいです。お願いします。

古市会長： ほかに、後は桜本さんは最後をお願いします。その前に石井委員に。

石井委員： 最後にならないようにずっと手を挙げていたんですが。

佐々木先生の資料で連携という言葉が非常に僕も同じことを思っていて、いろんな外部的な連携もあるでしょうけども、やはり青森県の内部のいろんな部局、関連部局のまず連

携も必要で、そこから活性化するというのも大事なのかなと思います。それは是非とも県の方をお願いしたいと思います。

今までなかった議論の中で、視点の中に国民の理解を得られるというようなイメージの言葉もあったんですが、ちょっとそこを考えたんですが、アイデアを全国から募集するというのも1つですし、何か最終的に、言い方が変ですが、税金を投入していただいた国民の皆さんにも何か最後に恩返しができるような、発信型の事業というのも1つ視点としては加わった方がいいのでは。

当然、農を生かして安全な食べ物を供給するというのも1つの恩返しかも知れないし、何か国でやったことのない事業を、例えば森林のそういうものにチャレンジして、その成果を皆さんどうですかという形でもいいと思います。何かそういう発信型の物を作って、国に、皆さんに恩返しができるような形のものがあったら良いのかなと思います。

古市会長： いいですか、もう。

じゃ、お待たせいたしました。

椛本委員： 一番先に、副知事の話の中に、全国的に例のない不法投棄現場で再生をよく考えるべきだというふうなことを言われましたが、よく考えてみると、皆さん、今までここにメモしていましたけども、13人全部話してしまったので、私、話すのが1つもなくなりました。

ということで、私の今まで話していることで、とにかく山を造ると。山を造るといえば椛本、山にいた人だから山ばかり造ると言われるかもしれないけども。そうじゃなくて、山の造り方にも問題があると。針葉樹は絶対に駄目。広葉樹の葉っぱの大きいものを植えるということです。

地元では今、あの山の下で災害が起きています。水害の。ということで、いち早く山を造って、そして綺麗な水を流して八戸の方まで恩返しをしたいというのが私の考え方です。

昔の話をすれば、昔は山から木を出すには牛馬で出したものだけども、今、機械で出すわけです。その機械で出すことによって水路ができる。運搬路ができれば水路になる。そこに水がいっぱい出てきて、地元の農家の道路でも災害が起きる。この間、行ってみてお感じになったと思いますが、去年も起きて、今年も起きています。ということで、私はその山を造りたいということです。その基にいろいろ皆さんの話にある中で、木を植えるだけでなく、アイデアを含める。

柳田さんも喋りましたが、野菜を作る。私は反対です。「蕨」とか「ふき」とか一杯あるということで、そういうふうなものを交えながら歩く歩道もつけながらやっていったら面白いのではないかと。というのは、あとは皆さんが話したもののアイデアを取り入れやっていけばいいと。金が無い、金が無いって県で言うものだから、金の掛かることは考えられなくなってしまったわけです。というようなことです。

古市会長： ありがとうございます。

金が無いというのが大前提というのは、金は全く出さないというのであればその代わり知恵を出せとか、何か他のものを出すとかおっしゃっていますけども。

必ずしも、もともとのスキームでは、ここの委員会を出したアイデアをそのまま実行するというのではなく、参考に皆さんの御意見を聞くということですよ。

そのスケジュールが県民、それから地元の町民、具体的には田子町だとか二戸だとか、そういうことになるのですが、二戸は隣になるんですかね。そういう御意見を聞く。それから、やっぱり現場一体だということで、同じように再生を考えておられる岩手県とも連携していくということだろうと思います。

ここで、どうでしょうかね。全国というか、国民のという視点が少しおっしゃった方も何人かおられるんですが、西垣先生も全国レベルでというふうなことをおっしゃっていますし、石井委員も何らかの国への恩返しという言葉が使われています。

これは何故かといいますと、実は、現地へ特措法で2分の1から3分の1の国の税金を使っているのです。その後は、県の税金ですけども。

ということは、普通は、こんなことを言ったらあれですが、お金を出した所に返すというのは、それは世の中の道理ですよ。だから、何らかの形で返さなくていいのかな。地域だけで閉じてしまっていいのかな、というのが私はちょっと疑問に思っているところなんです。

ですから是非、その全国的な何らかの意見を集めることと、この辺は大久保さんもおっしゃった専門家というのは、全国的な専門家でいいと思うんですよ。そういう御意見を聞く。その何らかのハード的なもの、ソフト的なものの両方あると思うのです。この辺は佐々木先生もおっしゃっていますけども、その両方を何らかのものがイメージできて作った時に、それがやはり全国に発信できるようなもの、もちろん地元の県民、町民の方にも当然役に立つんですが、日本全体にも役に立つようなものを作り、返していくということもやはり大事じゃないかと思うんです。

ですから、そのようなフレームで考えていくべきではないかと。一青森県だけの問題ではないよと。今はもうそうだと思うんです。豊島が日本全体の問題になっています。多分、これは後世に事実というものは残っていくと思うんです。それをできるだけプラスになるようなイメージで伝えていく。これは、小田先生もおっしゃったんですが、教育という視点から当然そういうことをするべきだと思います。子どもを育てると須藤さんもおっしゃっていたようなお話だと思うんです。

ですから、少し視野を広げた議論もあっていいのではないかなという感じがいたしました。今の議論の中では、自然で、東北3県の中心だから、元々美しい所だから、美しさを保つんだと、これは当然だろうと思うんです。だから、美しさを保つということと、ここに何らかのソフト的、ハード的なものをプラスになる効果で作るといふこととは矛盾しなければいいわけです。

何もしないということではないというのは、大久保さんが言ったニコルさんでしたか、髭のおじさんですよ。何でもそれを保つ、サステイナブルなことにするということは、これはお金も掛かるし、手間も掛かるし、大変なんですよ。

西垣先生がおっしゃっていた賞を創ってこれを維持するとなると、これはまた凄い、これは凄いお金、知恵と努力とか大変ですよ。これは大事なことです。そこまで本当に青森県が覚悟をして環境創生発信型の県に変わろうとされるのか、これは相当な努力だと思います。何らかの森を作る、山を作って、それで終わりという地域だけの問題ではないと思うのです。

そういうことも今後議論していきたいと思います。今日いただいたところの議論を踏まえて、また、県が考えておられるフレームなりスケジュールの中で少し具体的なものを次回にお出しいただくということにしたいと思います。

ということで、この大枠、県のスケジュールで進めていただいでよろしいですか。(各委員から承認の声)

ありがとうございました。

若干、その辺の工夫というのを、また今日いただいた御意見を参考に組み立てていきたいと思しますので、よろしく願いいたします。また皆様には、その途中で委員会は開きませんが、持ち回りで何かを、お願いすることがあるかも分かりませんが、その時はよろしく願いいたします。

ということでよろしいですか。10分になってしまったんですが。超過してすみません。一応、これで私の司会は終わりたいと思います。後、よろしく願いいたします。

司 会： 古市会長には議事進行、そして委員の皆様には熱心な御協議をいただきまして、大変ありがとうございました。

以上をもちまして、第20回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。